官報号外

国会関係

平成26年度衆議院法制局職員採用試験公告

平成26年度衆議院法制局職員採用試験について次のとおり告知する。

平成26年2月3日　衆議院法制局

1　試験の名称

⑴　衆議院法制局職員採用総合職試験（院卒者試験）

⑵　衆議院法制局職員採用総合職試験（大卒程度試験）

2　職務内容等　衆議院法制局は、立法活動を中心として議員の活動を法制面から補佐するために置かれている機関で、議員発議の法律案・修正案及び委員会提出の法律案の立案の補佐、委員会の命による法制に関する予備的調査、議員等からの依頼による法制に関する調査等を行う。

議会において広範な国民の声を代表する国会議員が行う新たな立法政策の提案等を的確に補佐するには、既存の固定観念にとらわれない柔軟性と構想力が要求される。したがって、職員には、法制的な知識は当然に必要だが、それにとどまらず、深い知的好奇心に裏打ちされた広くバランスのとれた知識、教養が求められる。また、依頼者との正確かつ緊密な意思疎通が不可欠であり、十分なコミュニケーション能力をもった人材であることも求められる。

3　総合職試験（院卒者試験）

⑴　採用予定人員　若干名

⑵　採用予定年月日　平成27年4月1日

⑶　待遇　初任給は行政職給料表㈠2級11号給で、国家公務員採用総合職試験(院卒者試験)に合格し、一般職の職員として採用された政府職員と同待遇。

大学院修了後、社会人としての勤務経験を積んだ者については、経験年数等に応じた職歴加算の制度がある。

⑷　受験資格

①　受験資格

昭和59年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ａ　大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び平成27年3月までに大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了する見込みの者

ｂ　衆議院法制局長がａに掲げる者と同等の資格があると認める者

②　次のいずれかに該当する者は、受験資格がない。

ａ　日本の国籍を有しない者

ｂ　国会職員法第2条の規定により国会職員となることができない者

⑸　第1次試験

①　試験日　平成26年4月19日（土）

②　試験地　東京都及び京都市

③　試験内容

ａ　基礎能力試験（多肢選択式）

ｂ　専門試験（憲法、行政法、民法､刑法、労働法、経済学・財政学)(多肢選択式)

④　合格者発表　平成26年4月23日（水）以降、各人に合否を郵便で通知する。

⑹　第2次試験（第1次試験合格者に対して行う。）

①　試験日　平成26年5月10日（土）

②　試験地　東京都及び京都市

③　試験内容

ａ　論文試験　憲法（1題)、行政法（1題)、憲法・行政法（1題)、民法(1題)

ｂ　面接試験　なお、面接試験の参考とするため、性格検査を実施する。

④　合格者発表　平成26年5月30日（金）以降、各人に合否を郵便で通知する。

⑺　第3次試験（第2次試験合格者に対して行う。）

①　試験日　平成26年6月20日（金）

②　試験地　東京都

③　試験内容

ａ　口述試験　憲法を中心とする法律問題

ｂ　面接試験

④　最終合格者発表　平成26年6月26日(木)以降、各人に合否を郵便で通知する。

4　総合職試験（大卒程度試験）

⑴　採用予定人員　若干名

⑵　採用予定年月日　平成27年4月1日

⑶　待遇　初任給は行政職給料表㈠2級1号給で、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）に合格し、一般職の職員として採用された政府職員と同待遇。

大学卒業後、社会人としての勤務経験を積んだ者については、経験年数等に応じた職歴加算の制度がある。

⑷　受験資格

①　受験資格

ａ　昭和59年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者

ｂ　平成5年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの

(a)　大学を卒業した者及び平成27年3月までに大学を卒業する見込みの者

(b)　衆議院法制局長が(a)に掲げる者と同等の資格があると認める者

②　次のいずれかに該当する者は、受験資格がない。

ａ　日本の国籍を有しない者

ｂ　国会職員法第2条の規定により国会職員となることができない者

⑸　第1次試験

①　試験日　平成26年4月19日（土）

②　試験地　東京都及び京都市

③　試験内容

ａ　基礎能力試験（多肢選択式）

ｂ　専門試験（憲法、行政法、民法､刑法、労働法、経済学・財政学)(多肢選択式)

④　合格者発表　平成26年4月23日（水）以降、各人に合否を郵便で通知する。

⑹　第2次試験（第1次試験合格者に対して行う。）

①　試験日　平成26年5月10日（土）

②　試験地　東京都及び京都市

③　試験内容

ａ　論文試験　憲法（1題)、行政法（1題)、民法（1題）

ｂ　面接試験　なお、面接試験の参考とするため、性格検査を実施する。

④　合格者発表　平成26年5月30日（金）以降、各人に合否を郵便で通知する。

⑺　第3次試験（第2次試験合格者に対して行う。）

①　試験日　平成26年6月20日（金）

②　試験地　東京都

③　試験内容

ａ　口述試験　憲法を中心とする法律問題

ｂ　面接試験

④　最終合格者発表　平成26年6月26日(木)以降、各人に合否を郵便で通知する。

5　受験手続

⑴　第1次試験

①　受験申込書の請求　受験申込書及び案内パンフレットは、衆議院法制局法制企画調整部総務課で交付する。郵便で請求する場合は、封筒の表に「法制局総合職請求」と朱書し、宛先を明記して200円（平成26年4月1日の郵便料金変更後は205円）切手を貼った角2（Ａ4判が入る大きさ）程度の返信用封筒を同封すること。

②　申込みのできる試験の種類　申し込むことができる試験の種類は、総合職試験（院卒者試験）及び総合職試験(大卒程度試験)のうちの一つに限る。

③　提出書類　受験申込書（当法制局交付のもの）

④　提出方法　郵送により提出すること。封筒の表に「法制局総合職受験」と朱書し、簡易書留とすること。

⑤　受付期間　平成26年3月3日（月）から4月8日（火)(当日消印有効）まで

⑥　提出先及び問合せ先　衆議院法制局法制企画調整部総務課　〒100―0014 東京都千代田区永田町1―7―1　衆議院第二別館9階　Tel　03―3581―1570

E-mail　sk0008@shugiinjk.go.jp

⑵　第3次試験　第3次試験の受験の際に、大学院を修了した者又は修了する見込みの者は大学院の修了証明書又は修了見込証明書及び成績証明書（大学の卒業証明書及び成績証明書も併せて)、大学を卒業した者又は卒業する見込みの者は大学の卒業証明書又は卒業見込証明書及び成績証明書、その他の者は大学の成績証明書の内容に相当するものを提出すること。いずれも、試験当日に、持参すること。